

議案第17号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

大網白里市長 金坂 昌典

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例  
(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費に関する条例(昭和33年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「在勤地」を「在勤公署(常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」に改め、同項第4号中「採用された職員」の次に「(市長(市長以外の任命権者は市長と協議して)が定める職員に限る。))」を加え、「在勤庁」を「在勤公署」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしないが、」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 在勤地内旅行 市内及び在勤公署から8キロメートル以内の市外の区域を旅行することをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「場合」の次に「(在勤地内旅行の場合を除く。))」を加え、同条第5項中「その出発前に」を削り、「旅行命令若しくは旅行依頼(以下「旅行命令等」という。))を変更(取消を含む。以下同じ。))され又は死亡した場合において」を「旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。))を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「損失となった金額」を「損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるもの」に改め、同条第6項中「交通機関の

事故又は天災」を「天災その他規則で定める事情」に、「範囲内で市長が」を「旅費額の範囲内で規則で」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「旅行命令権者等」を「旅行命令権者」に、「、公務」を「公務」に改め、同条第3項中「旅行命令権者等」を「旅行命令権者」に、「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「場合」を「場合で、前項の規定に該当する場合」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「基づき、これを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項中「旅行命令権者等は、旅行命令」を「旅行命令権者は、旅行命令等」に、「当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければ」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「この条中」を「この条において」に、「旅行命令権者等」を「旅行命令権者」に、「変更を」を「変更の申請を」に改め、同条第2項中「時間的余裕」を「いとま」に、「旅行命令権者等」を「、旅行命令権者」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費とし、これらの内容については、第13条から第21条までの規定の定めるところによる。

第7条を次のように改める。

#### 第7条 削除

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第6条及び第13条から第21条までの規定に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改める。

第9条から第11条までを次のように改める。

#### 第9条から第11条まで 削除

第12条第1項中「必要な書類を添え」を「必要な資料を添えて」に、「必要な添付書類」を「、必要な資料」に、「旅費額」を「旅費」に、「その書類」を「その資料」に、「金額の支給」を「支給」に改め、同条第2項中「期間内に」を「期間内に、」に改め、同条第4項中「添付書類の種類、記載事項及び様式」を「資料の種類及び記載事項」に改める。

第13条から第17条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第14条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第15条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第16条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に

要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前各号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、職員又は当該職員の家族の所有する自家用自動車又は原動機付自転車を利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき30円とする。

3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第17条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条から第25条までを次のように改める。

（宿泊手当）

第19条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用

とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（次条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(家族移転費)

第21条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合には該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(在勤地内旅行の旅費)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる職員が、在勤地内旅行をした場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、第16条第2項に規定する自家用車又は原動機付自転車を利用した在勤地内旅行のうちその路程が4キロメートル未満の場合にあっては、旅費を支給しない。

- (1) 市役所本庁舎以外の部署で公用車を有しない部署に勤務する職員
- (2) 市役所本庁舎以外の部署で公用車を有する部署に勤務する職員で、現に公用車が使用されている場合等の理由により、公用車以外での旅行を旅行命令権者が認めた職員

2 在勤地内旅行の旅費の種目、計算方法等については、第3条第1項の規定により支給する旅費の例による。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第13条第1項各号、第14条第1項各号、第15条第1項各号及び第16条第1項各号に掲げる各費用について、当該各号及び第8条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、転居費及び家族移転費（第16条第2項に規定する費用及び宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第8条、第17条、第20条及び第21条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第27条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第28条の2 支払担当者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

第29条中「種類」を「種目」に改める。

別表を削る。

(市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（旅費の支給等）」に改め、同条第2項中「旅費」を「旅費の種目」に、「、車賃、宿泊料及び食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第4条中「については」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条第3項）

鉄道賃、船賃、航空賃 及びその他の交通費	宿泊費	宿泊手当
一般職の職員に支給すべき額に相当する額	1夜につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2において指定職職員等について定める額に相当する額	一般職の職員に支給すべき額に相当する額

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「について」及び「の支給方法」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条第2項）

区分	鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費	宿泊費	宿泊手当
地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会等の委員	一般職の職員に支給すべき額に相当する額	市長に支給すべき額に相当する額	市長に支給すべき額に相当する額
上記以外の委員会等の委員		一般職の職員に支給すべき額に相当する額	一般職の職員に支給すべき額に相当する額

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 証人等の費用弁償に関する条例（昭和52年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(費用弁償)

第2条 証人等に対しては、その出頭若しくは参加又は旅行に要した費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当とする。

3 前項の規定により支給する旅費の額は、一般職の職員の旅費の例による。

(費用弁償の支給方法)

第3条 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の例による。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の市長等の給与及び旅費に関する条例の規定、第3条の規定

による改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の証人等の費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行（証人等の出頭又は参加を含む。以下同じ。）から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。